

愛知県協働化・大規模化等による職場環境改善事業について

1 事業内容

(1) 補助対象

小規模法人（1 法人あたり 1 の施設または事業所のみを運営するような法人）を 1 以上含む、愛知県内に所在する複数の法人により構成される事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する次の取組を実施する際の支援を行う。

- ・人材募集や一括採用、職場の魅力発信に必要な経費
- ・合同研修の実施等人材育成に必要な経費
- ・福利厚生の実施や職場環境改善等による従業員の職場定着に必要な経費
- ・人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に必要な経費
- ・事務処理部門の集約・外部化に必要な経費
- ・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は補助対象外）
- ・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は補助対象外）
- ・経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費

(2) 補助上限額

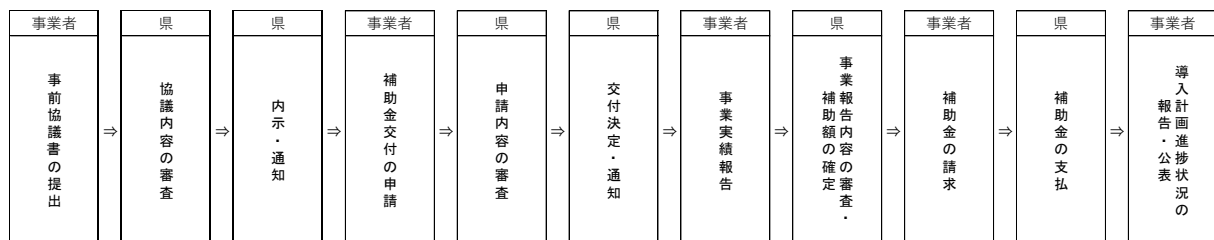
事業者グループを構成する法人数 1 につき	1 2 0 万円
1 事業者グループあたり	1 2 0 0 万円

(3) 補助率

4 / 5

2 申請手続等

申請を希望する事業者グループは、介護事業所・介護施設等を運営する法人を代表者として、申請の事前協議を行う。県は協議内容を審査し、事業者グループの代表法人に対して内示を行う。代表法人は内示を受けた内容について補助金交付の申請を行い、県は申請内容を審査し補助を行う。



3 事前協議書募集期間

令和 6 年 8 月 2 1 日（水）から令和 6 年 9 月 2 4 日（火）まで

※補助金交付の申請書の提出期限は、内示の際にお知らせします。

担当：愛知県福祉局高齢福祉課

介護保険指導第二グループ

電話：0 5 2 - 9 5 4 - 6 8 6 1（ダイヤルイン）